働き方改革の具体的な取組事例と今後の課題について

学務課

戸田市　学校における働き方改革基本方針　補足

作成するにあたって

〇教育委員会各課からの情報収集
〇各小中学校からの情報提供
〇検討会議の開催
　市教委：次長、各課長（教育総務課・教育政策質・学務課）、学務課担当
　校長会：会長、副会長

ブラッシュアップ、追記した部分

P2 「1　目的」 文言の修正
P3 「2　教職員の現状」 の表3のグラフに1～3月を追加
P5 「5　フォローアップ」 の（4）を追記
　「6　今後の進め方」 追記
P7 「1　教職員の健康を意識した働き方の推進」 追記

教育委員会の取組事例

留守番電話の設置

小学校：午後6時～
中学校：午後7時半～

学校閉庁日の設定

8月11日～16日

コミュニティ・スクールによる学校支援の充実

CSディレクター派遣
消毒作業・健康観察
子どもの見守り

多様な人材の配置

SC、SSW
心の教育アドバイザー
教育相談コーディネーター
学校経営アドバイザー
特別支援パートタイマー
スクール・サポート・スタッフ
校務員など

戸田市部活動方針

ワークライフバランス
休養日・活動時間等規定
朝練なし

校務支援システムの導入

学籍、出欠席、成績等の管理
スケジュールの共有
指導要録・通知表作成の時短

事務の共同実施

情報共有による事務処理の効率化
互審による正確性の向上
人材育成

各学校における取組

取　　組	効　　果
小学校で教科担任制を導入	教材研究時間の確保、授業の質の向上
専科の授業時間を増やす	業務の平準化、担任の時間の確保
学級通信、掲示物へのコメントの廃止	時間の確保（思い切ってやめる）
AIドリル（キュビナ）への移行	確認作業の時間短縮
5時間授業の日を増やす（4月）	時間の確保（余剰授業時間の削減）
児童の登校時間の適正化	出勤時刻を少しでも遅く
校務分掌の精選、教科部会の廃止	業務の平準化、会議時間の縮減
学校行事の実施形態の見直し	練習時間の削減、準備の縮小
会議のペーパーレス化	印刷時間の削減
部活動の二人顧問制	時間及び休日の確保
カエル会議の実施	教員の意識改革、働き方の見直し

様々な取組や工夫により、授業準備や学級経営にかける時間を生み出している。

学校における取組事例①

【課題】職員室内に物が多い。
物が置いてある場所がわかりにくい。

【取組】整理整頓の徹底





出入り口に物を置かない。

棚の中が見えるように

使用頻度に応じて、置く場所を決める

仕事の効率化、時間短縮につながった。

学校における取組事例②

【課題】コロナ禍における健康観察による負担

【健康観察ソフトの導入】
- 紙面での健康観察のチェックが不要
- 出欠席の連絡を連絡帳や電話ではなくアプリ内で確認
- 保護者もスマートフォンによる操作のみで負担減





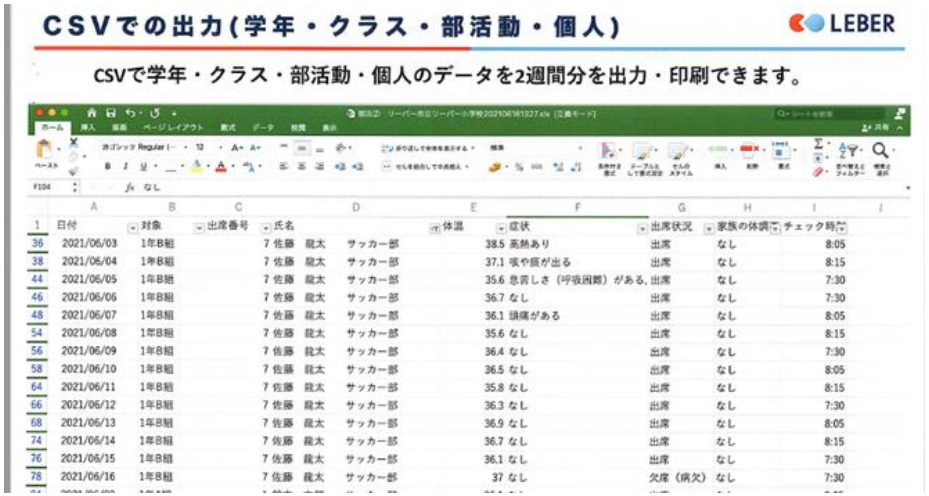

朝の時間に余裕ができ、子供たちと過ごす時間をつくることができるようになった。

学校のデジタル化による働き方改革

校内のシステム化 × **学校・保護者等間のデジタル化** ⇒ **学校の働き方改革**

学校

統合型校務支援

- 成績処理（通知表・指導要録）
- 出席簿　　・メール
- 予定表の共有
- 出退勤管理
- 保健日誌、健康診断票
- 文書の定型文保管

学習支援

- ミライシード
- ロイロノート　・クラスルーム
- ジャストスマイルドリル
- キュビナ
- CBT for school（実証中）
- クリップ採点支援システム（中学校のみ）

学校↓教委

書類提出の電子化

- 各種報告書・申請書
- 承認願・入級願
- 各種アンケート

保護者↓学校

〇Google　Workspace for Edcationの活用

- 欠席・遅刻等連絡
- 学校評価
- 各種アンケート

学校↓保護者

〇Home ＆ Schoolの活用

- 各種たより
- 各種開催案内
- 緊急連絡

〇Facebookの活用

- 学校の様子・取組などの広報
- 学校の教育活動に対する理解促進

学校の働き方改革

〇業務のスリム化

- 印刷
（印刷費の削減）
- 配布
- 集計
- 提出状況把握

●デジタル化における課題

- 連絡先の未登録者への対応
- 学校・保護者双方の既読の確認

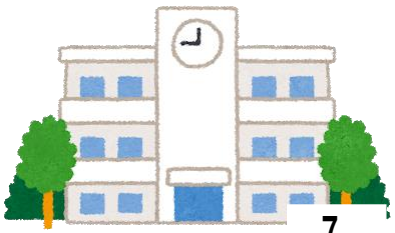

今後の学校における働き方改革の課題

課　　題	改善に向けて
教職員の意識改革 時間外在校等時間が80時間を超える教員の固定化	・各校における業務改善会議の実施 ・教材の共有化の更なる推進 ・管理職との面談 ・学務課職員による訪問・面談 →　実態の把握・削減策の提案
中学校部活動 大会前、特に各競技の専門委員長の負担大	・複数顧問制による日常的な業務分担 ・専門委員長の仕事の効率化と役割分担
突発的な生徒指導対応	・学年等で対応できる組織体制づくり

戸田市の教職員が毎日健康で教壇に立ち、教育活動に全力で専念することができるよう、今後も働き方改革を推進していく。

戸田市　学校における働き方改革基本方針

令和４年●月１日　～　　令和７年●月３１日

令和４年●月改定

戸田市教育委員会

学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方

１　目的

戸田市教育委員会では、令和２年４月に「戸田市　学校における働き方改革基本方針（以下、前「基本方針」という。）」を２年間の方針として策定した。その後、目標達成に向けた４つの視点を持ち、その達成に向け取り組んできたものの、令和３年６月の勤務時間を除いた在校等時間では４５時間超の割合が小学校２２．１％、中学校４６．６％、８０時間超の割合が小学校０．２％、中学校１０．２％となっており、目標達成には至らなかった。

教職員が健康を害すれば、その家族や子供たちへの影響は計り知れない。毎日健康で子供たちの前に立ち、教師が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念することが必要である。そのことにより学校教育の質の維持向上を図るという考え方は、前「基本方針」策定時と変わりはない。

~~このため、本「基本方針」の目的を、前「基本方針」と同様、実効ある多忙化解消・負担軽減を確実に進めるために、「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」としている。~~

前「基本方針」の目的は「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」としていたが、これまでの課題を踏まえ、本基本方針の目的を、「学校関係者が一体となって働き方改革を推進し、教育の質の維持向上を図る」とし、より一層、保護者・地域の理解・協力を得ながら、教育委員会と学校が連携して取り組んでいく。

２　教職員の現状

埼玉県教育委員会が実施した勤務状況調査の平成２８年６月と令和３年６月の結果は以下のとおりである。（平成２８年６月実施の勤務状況調査の結果当時は、時間外在校等時間の概念がなく算出方法が異なるため参考値）

表１　勤務時間を除いた１ヶ月の在校時間が４５時間を超える教諭の割合

	小学校	中学校
平成２８年６月	７６．７％	７９．６％
令和３年６月（埼玉県）	６１．８％	６９．３％
令和３年６月（戸田市）	２２．１％	４６．６％

表２　勤務時間を除いた１ヶ月の在校時間が８０時間を超える教諭の割合

	小学校	中学校
平成２８年６月	２２．８％	２５．７％
令和３年６月（埼玉県）	１２．５％	３０．５％
令和３年６月（戸田市）	０．２％	１０．２％

全県の結果との比較からも戸田市の学校における働き方改革については着実に取組が進んできていることがわかる。

次に、令和３年４月から１２月までの月別校種別勤務時間外在校等時間の平均時間は、表３のとおりとなっており、年度初めの４月や行事が多い６月、１０月に増加する傾向となっている。

表３　市内小中学校月別勤務時間外在校等時間の平均

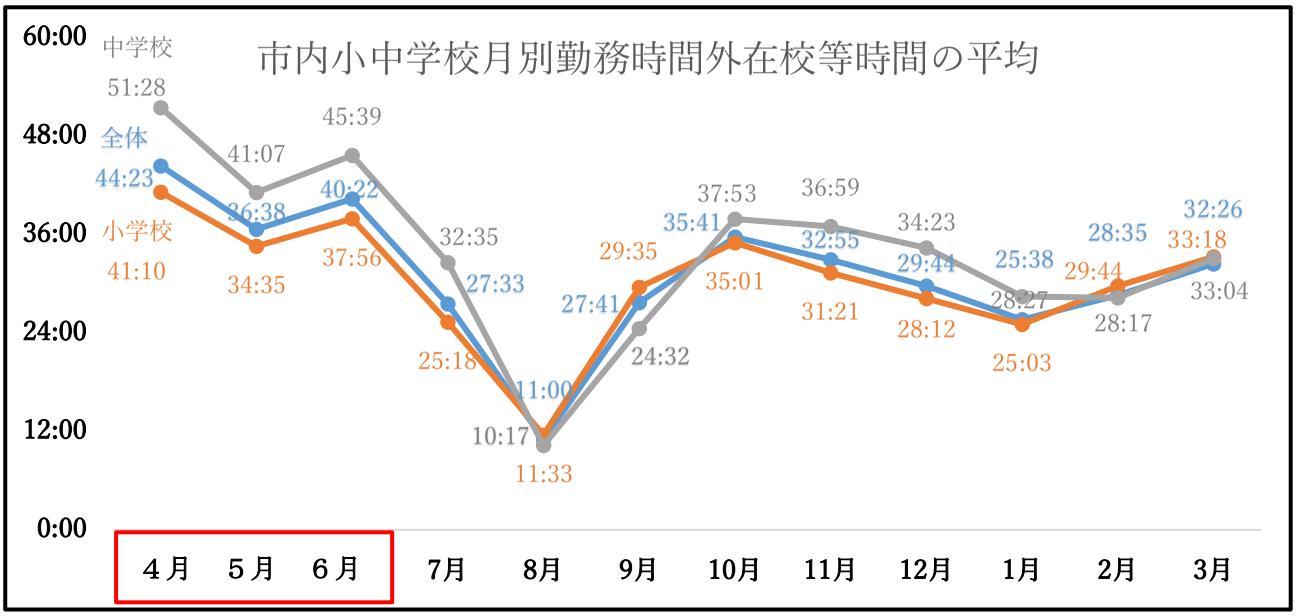

毎月の勤務時間調査（令和３年６月）における時間外在校等時間に教職員が行っている業務では、次のような結果が出ている。この結果から小学校・中学校ともに「学級運営」、「授業準備」や「校務分掌」が勤務時間内に終えることができていない業務であることがわかる。また、４０代以上になると、「学校経営・運営」の項目が多い。中学校では、ここに「部活動指導」の項目が加わる。

表４　小学校の時間外在校等時間中の業務

（数値については、その月に４５時間超となった教職員がその業務を行った回数を累計した値）

業務／年代	①生徒指導	②学級運営	③学校行事	④学習指導	⑤進路指導	⑥会議等	⑦校務分掌	⑧部活動指導	⑨授業準備	⑩ＰＴＡ活動	⑪保護者対応	⑫学校経営・運営	⑬その他
20	6	91	20	14	0	0	79	0	137	0	6	2	33
30	18	53	29	9	0	2	57	0	87	0	5	5	31
40	7	12	8	11	0	5	11	0	35	0	4	27	14
50	8	2	6	3	0	0	11	0	25	0	5	19	18
60以上	0	0	0	1	0	0	9	0	0	0	0	15	10

表５　中学校の時間外在校等時間中の業務

（数値については、その月に４５時間超となった教職員がその業務を行った回数を累計した値）

業務／年代	①生徒指導	②学級運営	③学校行事	④学習指導	⑤進路指導	⑥会議等	⑦校務分掌	⑧部活動指導	⑨授業準備	⑩ＰＴＡ活動	⑪保護者対応	⑫学校経営・運営	⑬その他
20	29	41	22	26	0	12	70	135	221	53	18	9	22
30	11	9	0	5	12	2	56	53	116	0	8	0	19
40	5	8	0	1	0	14	42	27	46	10	5	20	17
50	3	0	0	6	0	1	13	14	17	0	1	0	7
60以上	0	0	0	0	0	1	2	12	17	0	2	0	3

３　目標

前「基本方針」の目標に対して、「２　教職員の現状」からもわかるとおり、目標を達成していないため、引き続き同じ目標を掲げ、働き方改革を推進していきます。

教員[*1]の時間外在校等時間[*2]の上限時間

（１）１か月の時間外在校等時間について４５時間以内

（２）１年間の時間外在校等時間について３６０時間以内

この目標達成に向け、総合的な取組を行うことにより、市内全小・中学校における時間外在校等時間の長時間化の改善を図ることとします。（用語等については P.6 に記載）

４　目標達成に向けた５つの視点

教職員は、学習指導、児童・生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等の学校が担うべき業務のほか、その関連業務についても範囲が曖昧なまま行っている実態があり、これらの業務の中には、必ずしも教職員が担う必要のない業務が含まれています。

「４　目標」達成のためには、教職員の健康管理を意識した働き方や教職員定数の改善等の教育条件の整備、教職員の専門性を踏まえ、子供に直接関わる教育活動から優先順位をつけて業務を削減することや、保護者や地域の理解・連携が不可欠となります。

そのため、前「基本方針」の４つの視点「教職員の健康を意識した働き方の推進」、「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」、「教職員の負担軽減のための条件整備」、「保護者や地域の理解と連携の促進」については、引き続き取り組んでいきます。あわせて、本市の傾向として、年度当初の時間外在校等時間が長いことから「年度当初の業務の平準化に向けた働き方の推進」を新たな視点として追加し、計５つの視点を持ち、働き方改革を推進していきます。

５　フォローアップ

（１）出退勤管理システムによる客観的な時間外在校等時間の把握と各学校での教職員の健康管理への活用
（２）授業や校務等に対する支援体制の強化と学校現場の環境整備
（３）行事、会議の精選、教材研究等の効率化、不要な業務等の見直し
（４）積極的な面談とフォロー体制の構築

働き方改革の取組を着実に実施していくため、業務改善の取組を促進し、フォローアップを行います。

（１）については、平成２８年度から全小・中学校にＩＣカードの端末を配置し、出退勤管理ソフトを使っての時間外在校等時間を把握しています。時間外在校等時間を客観的に把握することで、学校においては教職員の健康管理を行っています。

（２）については、各学校の課題に応じてスクールカウンセラー、さわやか相談員、学習支援員、教育支援員や特別支援学級補助員、肢体不自由児支援員、スクール・サポート・スタッフ等を配置していくことで、支援体制の強化を図ってまいります。また、環境整備として、校務員を各校に配置し、教員の印刷業務等をサポートするとともに、ＩＣＴ機器の積極的な導入を図ります。

（３）については、「カエル会議」や「業務改善推進会議」といった業務改善を推進する会議を全小中学校で計画的に実施し、実効ある実践的な取組を検討するよう促します。

（４）については、時間外在校等時間が長時間化している教職員への面談をとおして原因や課題等を明らかにし、具体的な業務改善策を教育委員会・管理職が検討し、解決を図ってまいります。

６　今後の進め方

戸田市教育委員会においては、本「基本方針」に基づき、取組を進めます。

また、戸田市立小・中学校においても、「基本方針」に基づき、「学校における働き方改革」を推進していきます。　推進していくにあたって、「誰一人取り残さない学校における働き方改革」として取り組んでいく。そのためには、「チームとしての学校」が業務を協働していくことを基本的な考えとし、突発的な対応等によりやむを得ず業務の偏りが発生した教職員、長時間勤務している教職員、その傾向にある教職員の総業務量・具体的内容を把握し、組織的に解決していきます。

用語等について

*[1]教員以外の行政職員等（事務職員等、技術職員、技能職員及び学校栄養職員）については、３６協定を締結する中で、働き方改革推進法に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用される。

*[2]時間外在校等時間＝①在校等時間－所定の勤務時間

①在校等時間＝②在校時間－③校内の自己研鑽等の時間＋④校外の研修や子供引率等の時間＋⑤テレワークの時間－休憩時間

②在校時間…学校に出勤で到着した時刻から、帰宅のために学校を出る時刻までの時間

③校内の自己研鑽等の時間…所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う㋐自己研鑽の時間や㋑その他業務外の時間。自己申告に基づき除く。

㋐自己研鑽の時間とは、例えば、教師が幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科に関する論文を執筆したり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加したり、自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行ったりする時間

㋑その他業務外の時間とは、例えば、朝早めに出勤して新聞を読んだり読書をしたりする時間や、勤務時間終了後の夕食の時間、学校内で実施されるＰＴＡ活動に校務としてではなく参加している時間、地域住民等としての立場で、学校で行われる地域活動に参加している時間等

④郊外の研修や子供引率等の時間…校外での勤務について、職務として行う研修への参加の時間や子供の引率等の職務に従事している時間。時間外勤務命令に基づくもの以外も含める。

※職務として行う研修とは、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修が含まれる。ただし、職務専念義務を免除されて行う研修（いわゆる「職専免研修」）は、ここでいう「職務として行う研修」には含まれない。

※職務として行う子供の引率等とは、校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務等が含まれる。このほか、家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。

⑤テレワークの時間…「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱」に規定する「自宅勤務」の時間を指す。

（その他）

※自宅等に持ち帰って業務を行った時間については、在校等時間の上限を厳守することのみが目的化し、それにより自宅等における持ち帰り業務の時間が増加することはあってはならないこと、本来業務の持ち帰りは行わないことが原則であることを踏まえ、「在校等時間」には含まれない。

※週休日や休日等の業務も、校務として行っている勤務の時間については「在校等時間」に含まれる。

目標達成に向けた５つの視点と主な取組（詳細）

１　教職員の健康を意識した働き方の推進

教職員の健康管理の推進

○勤務が長時間となっている教職員に産業医等による面接指導を勧奨します。また、状況を確認するため、教育委員会事務局職員による面談及び支援を行います。
○面接指導を受けた教職員への校内協力体制の確立や校務分掌の見直しなどの適切な対応について教育委員会を通じて各学校に働きかけるとともに、健康維持増進の視点から休暇等取得促進を呼び掛けます。
○ストレスチェックの集団分析方法、結果についての情報提供を行います。
○教職員の健康管理推進のための出退勤管理システムにより在校等時間を把握します。
○負担軽減を検討する組織（カエル会議）を確立し、業務改善を進めます。
○毎月、勤務が長時間となっている学校及び教職員の勤務状況を明らかにし、業務の平準化に向け各校での改善の手立てを講じさせるとともに、データを定例教育委員会内で共有・検討し勤務状況の分析を行います。また、勤務状況について調査する内容を精査・簡略化し、調査に対する負担を軽減します。

労働安全衛生に基づく職場改善

○学校に対し、埼玉県教育委員会安全衛生委員会の活動状況等の情報提供を行います。
○学校に対し、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制を整備するよう働きかけます。

週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備

○週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、校長会議等で指導します。
○教職員に対して「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、説明することにより、制度等の一層の理解を深めます。
○学校に対し、妊娠教職員の勤務軽減に向け、制度の周知を図ります。
○職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指します。
○休暇制度等について、県の動向を踏まえ、日数増や取得要件の緩和取得手続きの簡略化を検討します。
○産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、事務を滞りなく進めます。

２　教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる縮減

○教育委員会が主催する研修及び会議を見直し精選します。
○オンラインによる研修を開催します。

学校への調査等の縮減の推進

○教育委員会の要請に基づく教育事務所による学校訪問について、過度な接待は必要ない旨や準備する資料等の簡略化を働きかけます。
○調査研究事業等で学校へアンケートを実施する際には、既に実施されている調査や公表数値等を活用するなど、調査回数や項目の見直し、削減、簡略化を行います。
○学校から市への提出書類の電子化を進めます。
○押印廃止できる書類については、積極的に取り組んでいきます。

関係団体等が主催する大会、コンクール等の縮減の要請

○文化的行事や展覧会等について、縮減、廃止等の見直しを図るよう働きかけます。
○体育的行事については、児童生徒や教職員の健康や安全に配慮し、大会の厳選や大会までの取組を含めた実施運営上の見直しを検討するよう学校に働きかけます。
○各種関係団体に対し、週休日等に実施される大会や記録会において、学校職員を運営要員としないよう求めると共に、大会や記録会等の縮減を含んだ負担軽減を図るよう働きかけます。

３　教職員の負担軽減のための条件整備

教育条件整備

○児童生徒の実態を考慮し、小学校及び中学校１年生での少人数学級編制を実施します。
○「未配置・未補充」解消のため、代員を確保できるよう関係機関に働きかけます。
○大学との連携による学生ボランティアの配置を進めます。
○障害者が働きやすい職場を作るための施設バリアフリー化に取り組みます。

専門職員の配置及び障害者雇用の推進

○障害者が働きやすい職場をつくるため校長を通じて、職場環境を整えます。

業務の効率化の推進

○県内の市町村教育委員会や学校、他都道府県における先行事例等を紹介します。
○中学校への採点支援システムを導入します。
○「カエル会議」や「業務改善推進会議」等で行事の精選や会議の縮減など業務の効率化を進めていきます。

４　保護者や地域の理解と連携の促進

教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

○放課後から夜間などに実施する見回り等については、地域の実情に応じて必要性を精査するよう働きかけます。
○広報「とだ」で学校における働き方改革について掲載し、市民への周知・理解の促進に努めます。
○各校に設置している「学校運営協議会」において、「学校における働き方改革」について共通理解を図り、家庭・地域と学校が協力して働き方改革について取り組むよう働きか

けます。
○登下校の危険箇所については、学校から聞き取りを行い、予算の許す限り交通指導員を配置し、勤務時間前の校外の見守りに対応していきます。
○勤務時間外の電話対応について、留守番電話による対応を継続します。
○学校・保護者間の連絡手段のデジタル化の体制整備について働きかけてまいります。
○地域行事等への教職員の参加について、負担軽減のための精選や工夫を行うよう働きかけます。

「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進

○「ふれあいデー」に関する趣旨をホームページ上で周知し、保護者や地域に対しても丁寧な説明を行います。
○保護者や地域への緊急連絡先の周知など、緊急対応に支障がないように配慮します。

「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」の推進

○戸田市部活動方針について、ホームページ上に公表すると共に、必要に応じてその意義について丁寧に説明を行います。
○民間委託による部活動サポート業務を行います。

５　年度当初の業務の平準化に向けた働き方の推進

○年度当初の会議資料を前年度末に作成・確認を推進していきます。
○会議資料のペーパーレス化を推進していきます。
○学年業務や教材等の電子データの共有化とデータに基づく引継ぎを徹底してまいります。
○新採用者・転入者に対する研修の充実を図っていきます。
○年度当初の行事等の見直しを行います。

戸田市　学校における働き方改革基本方針　令和4年から令和6年まで

1　基本方針の目的

学校関係者が一体となって働き方改革を推進し、教育の質の維持向上を図る

2　調査から見えてきた本市の教職員の現状（令和3年6月勤務状況調査より）

(1) 勤務状況調査より

①勤務時間を除いた1ヶ月の在校時間が45時間を超える教諭の割合（土日除く）

戸田市　小学校 22.1%　中学校　46.6%　　（参考　埼玉県　小学校　61.8%　中学校　69.3%　）

②勤務時間を除いた1ヶ月の在校時間が80時間を超える教諭の割合（土日除く）

戸田市　小学校 0.2%　中学校　10.2%　　（参考　埼玉県　小学校　12.5%　中学校　30.5%　）

(2) 戸田市の課題

①右のグラフのとおり、年度当初の時間外在校等時間が長い。

②時間外在校等時間に教職員が行っている主な業務は次のとおり。

・小学校では学級経営、校務分掌、授業準備

・中学校では部活指導、授業準備、校務分掌

・週休日に、部活指導をはじめとした従事時間がある。

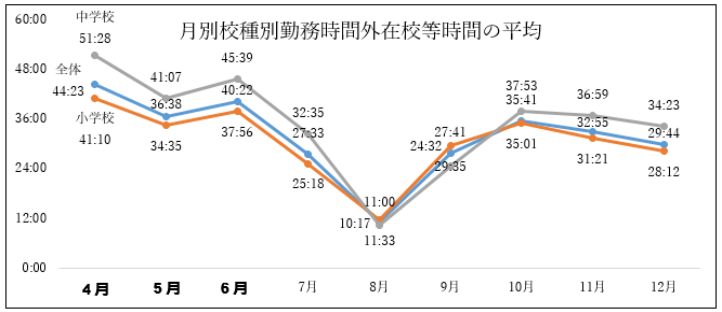

3　目　標

教員の時間外在校等時間の上限時間（教員以外の行政職員等は36協定を締結する中で上限規制を適用する。）

(1) 1か月の時間外「在校等時間」について45時間以内

(2) 1年間の時間外「在校等時間」について360時間以内

4　目標達成に向けた5つの視点

(1) 教職員の健康を意識した働き方の推進

(2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

(3) 教職員の負担軽減のための条件整備

(4) 保護者や地域の理解と連携の促進

(5) **年度当初の業務の平準化に向けた働き方の推進 【新規】**

5　フォローアップ

(1) 出退勤管理システムによる客観的な時間外在校等時間の把握と各学校での教職員の健康管理への活用

(2) 授業や校務等に対する支援体制の強化と学校現場の環境整備

(3) 行事、会議の精選、教材研究等の効率化、不要な業務等の見直し

(4) **積極的な面談とフォロー体制の構築【新規】**